

経済産業省 「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）」 第3回会合 議事要旨

○日時：令和3年7月16日（金曜日）13時00分～15時00分

○場所：オンライン会議（Microsoft Teams 利用）

○参加者：

●懇談会メンバー（氏名五十音順）

- | | | |
|---------|-----------------|----------------------------------|
| ➤ 甲斐 徹 | 東京海上日動火災保険株式会社 | コーポレート運用部 部長 兼
保証信用保険グループリーダー |
| ➤ 加畑 宏 | 株式会社サンコートレーディング | 取締役会長 |
| ➤ 川島 正 | 伊藤忠商事株式会社 | 日本機械輸出組合貿易保険委員会委員長 |
| ➤ 北野 尚宏 | 早稲田大学 | 理工学術院教授 |
| ➤ 木目田 裕 | 西村あさひ法律事務所 | パートナー |
| ➤ 林 いづみ | 桜坂法律事務所 | パートナー |
| ➤ 藤木 正行 | 株式会社三菱UFJ銀行 | ソリューション本部
ソリューションプロダクツ部 部長 |
| ➤ 柳川 範之 | 東京大学大学院 | 経済学研究科教授 |
| ➤ 横田 絵理 | 慶應義塾大学 | 商学部教授 |

●経済産業省

- 飯田 陽一 貿易経済協力局長
- 岩永 正嗣 大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
- 弓削 州司 大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
- 藤井 亮輔 貿易経済協力局 通商金融課長

●オブザーバー

- 金融庁
- 財務省

○論点

1. 国際情勢への対応
2. 脱炭素を含むSDGs等の達成に向けた取組支援
3. 中堅・中小企業／農林水産品分野等の海外展開支援
4. OECD 輸出信用アレンジメント
5. NEXI の監理
6. 総論部分（資料2「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）報告書（案）」の1. 及び3. 部分）について

○議事概要：

【事務局から資料説明】

(藤井課長より資料2に沿って説明)

<論点1. 国際情勢への対応>

- 更生手続開始の決定に関する記載について、融資保険等の対象に「更生手続開始の決定」を追加頂けることは非常に有り難い。米国のチャプター11など、再建を目的とした更正手続は、多くの国で一般的な倒産手続である。実際に、例えば今年4月、ブラジルの案件では、現地の更正手続が申し立てられた。NEXIには大変柔軟にご検討頂き、例外的に「3ヶ月以上の債務の履行遅滞」としてカバー頂けた点は非常に有り難いと感じているが、プロジェクト国の法制度によってはこうした例外対応で上手く対処ができない場合もある点を踏まえると、「更生手続開始の決定」によって保険をカバーして頂くことが重要である。銀行にとって、更生手続開始の申立てがあった債務者は、破綻先として取り扱い、早期取引解消が求められることになる。
- 政府保証案件について、保証人である途上国政府に対して保証履行請求を行い、当該国政府が保証履行に応じなかった場合には、当該国政府が持つ他の債務のクロスデフォルトを引き起こすことになりかねない。相手国全体の信用を揺るがすような判断は、一民間企業にとっては難しいものがあり、より現実的な選択肢を検討できないか。例えば、保険金の支払期間内に交渉のメルクマールを策定し、相手方政府との交渉においては、NEXIにも前面に出て頂いて一緒に交渉頂き、例えば3回交渉しても支払に応じない場合や相手国との関係から保証履行請求が難しい局面においては、保証履行請求せずとも保険金の支払に応じて頂くことを検討頂けないか。
- 新興国の案件においては、NEXIでもすぐにその国の企業・国営企業のリスクが取れるわけではなく、相手国政府、具体的には相手国財務省の保証を要求されることが多い。特に実績が積み上がっていないような国の案件であれば、財務省保証がマストとなるケースが多く、また政府保証が入ることによってカバー率が100%に上がることもあり、新興国案件では特に多い印象である。このままだと政府保証付きの新興国案件については後ろ向きになってしまうことも考えられる。
- 現在社内からは、政府保証案件におけるNEXI保険の実効性を問われてしまっている。NEXI保険の請求前に、相手国財務省への保証履行請求が必要となると、前述の理由により現実的には財務省へ請求が出来ない場合も多いと考える。そもそも政府保証付き案件においてNEXI保険の実効性はあるのかという指摘を受けている。今後、新たに政府保証付き案件を採り上げていく上でも、是非この点はクリアにしたいと、真剣に議論させて頂きたいと思っている。
- 相手国政府へのトリガーを引くのが民間企業からNEXIに移るということだと思うが、NEXIにおいてどこまで出来るのか、フィージビリティも勘案しながら対応を考える必要があると理解。
- 平素の査定、回収プロセスにおいて、サポートイブな対応いただいております。深謝申し上げます。現在、回収義務の終了認定が過度な印象があり、NEXIの保険の利便性が失われていると思われるケースが散見される。例えば、投資保険等の付保義務のない保険であれば、回収義

務の負担感の少ない民間保険を選ぶ事業者もいる。NEXI 保険上、従前から厳格な回収行為は不可欠なことは承知しているが、事業者にとって一定の手離れ感も肝要と思われ、付保する意味合いからも、回収協力義務を時限にさせていただくとか、柔軟な対応、改善をお願いしたい。

- 2014 年から回収制度が変わり、被保険者にとって回収は努力義務から協力義務となった。しかし実態は、回収計画に基づいて、被保険者の方が現在でも主体的な行動を求められ、NEXI がそれに追随している印象が強いと感じる。とりわけ、サービサーの積極活用、非常危険における G to G 回収対応など、主体的な回収を遂行頂くべく、少しでも負担軽減を図っていただくよう、ご検討いただきたい。
- 保険カバー対象の拡大にあたっては、収支相償の原則を前提に検討することが必要である。
- 民間保険会社の場合は、法的倒産の場合は法的倒産をトリガーとして即保険事故となり、支払遅延の場合は 3 か月の履行遅滞をトリガーとして区別している。

<論点 2. 脱炭素を含む SDG s 等の達成に向けた取組支援>

- この記載は真正譲渡に関するものであると思われるが、サイレント・リスクパートアウトについても改めて意見を出させて頂きたい。サイレント・リスクパートアウトでは、銀行は契約上レンダーとして残り続ける一方、リスクだけをカーブアウトするもの。これについて NEXI では事前承認制度が設定されたが、裏のリスク分担手法にまで承認を求めるのは、マーケットの慣習からしても非常に保守的なものであり、他国の ECA を見ても承諾事項となっているケースを聞いたことが無い。表に被保険者である銀行がレンダーとして残るのであれば、関係者と交渉を行ったり、保険金を受領したりするのも一義的には銀行となるため、ここについては是非柔軟化をご検討頂きたい。
- 事業者としては、出資割合、資産売却の際の日本裨益の考え方について柔軟な対応をお願いしたい。特にエグジットの捉え方について NEXI は硬直的なスタンスであり、アーリーエグジット等について、意見交換しているが、残念ながら、まだ道半ばの印象である。日本裨益をどのように考えるかは重要であるが、例えば、日本企業への一部譲渡のみならず、外国企業への一部譲渡、資産入替えでの全額譲渡、事業者が複数のアセットを組み込んで、ファンドを組成して日本の投資家を呼び込んで、日本色を出して譲渡する等、様々なケースが考えられるので、脱炭素、環境重視など、昨今のスピーディーな時流の変化に即応して、資産を持ち続けることがバンカブルでない場合、案件ごとの判断となると思われるが、可能な限り、協力的かつ柔軟な対応をご検討願いたい。
- 譲渡後の債権者が本当に債権の回収や管理に必要な能力があるのか、しっかり見極める必要がある。
- NEXI がリスクパートアウトについて事前承認を求めているとのことであるが、民間保険と比較すると、少し厳しい印象。例えば民間損保では、表の被保険者である銀行が自己勘定で保有する債権の最低保有割合を設定し、それが担保されている範囲においては、リスクパートアウトについて承認等を行わずに認めている。

<論点3. 中堅・中小企業／農林水産分野等の海外展開支援>

- コロナの影響で1年以上海外出張できておらず、現地情報が不足している。1月に始めていただいた格付情報共有サービスは大変ありがたいが、さらに踏み込んで、格付を決定する際に利用する顧客信用調査のデータも共有いただけないか。その際、サービスの有料化は厭わないが、中小企業向けに料金は少額にしていきたい。
- 包括保険についてNEXI と話したが、年間の保険については設定されていなかった。保険申請手続の簡素化を図るために年間売上金額に応じて保険料を支払う海外の民間保険会社における Whole Turnover 型貿易保険の新設をお願いしたいが、企業総合保険よりも経費が上がるのは抑えたい。
- 包括保険と言っても多種多様であり、包括保険のあるべき姿を目指し、簡素化等のワーキングを立ち上げて事業者間、NEXI と議論を重ねており、申込実務の簡便化、保険料体系の見直し、約款、規程を出来るだけシンプルにする、決済コードの縮減等、多くの 이슈につき、簡素化等を目指して、より有益かつ解りやすい包括保険に近づけていきたいと思っている。その一連の簡素化等の方向性は、事業者のみならずNEXI にとっても、有益と考えている。
- 日機輸の包括保険は、NEXI と日機輸との間で特約書が結ばれており、日機輸と事業者との間では、規約に則り、事業者から日機輸に対して個別の輸出案件ごとに契約を申し込むという仕組みになっている。低廉な保険料を享受できるなどメリットが多い一方で、要件に沿った契約についてはすべからず付保しなければいけないという付保義務も課されており、デメリットも混在している。日機輸の包括保険とは別の保険（限度額設定保険等）では年単位の包括的保険契約に近い対応をしている例もあると承知しており、こうした保険種も参考にしながら検討されてはどうか。
- 農林水産事業者の多くは経営も、海外取引も、保険も初心者である。そういった方向けの手続等をより簡略化した保険パックのようなものを作っていたらいいか。

<論点4. OECD 輸出信用アレンジメント>

- アンタイトの基準まで保険料率を下げるという議論について、国策に資する案件ではもっと柔軟に、もう一步踏み込んだ料率を提示すべきケースもあるのではないか。現在検討中の中東の案件でも、NEXI のアンタイトの基準では高いと言われているのが実情である。
- また、以前も話した国際機関を通じたツーステップローンにおける保険料率の話について、例えばナイジェリア等に所在する国際機関の場合、所在国リスクではなく、案件の実態に即した料率になるようにご検討頂けるのであれば有り難い。OECD アレンジメントの関係で難しいということであれば、海外事業資金貸付保険だけでもそこが解消されると有り難い。

<論点5. NEXI の監理>

- 保険料の算出、チェックを機械的に行うシステムの構築が重要である。

<論点6. 総論部分（資料2の1. 及び3. 部分）について>

- 第一回でも簡単に言及させて頂いた Alternative Funding について、可能であれば報告書への記載をご検討頂きたい。外貨調達コストの高止まりを背景に、外貨貸付案件の取り上げ目

線が厳しくなっている。欧州 ECA では金融機関の調達を支援するプログラムがあり、同じ借入人に対して、欧州 ECA を活用したほうが、金利が安くなるケースが生じている。銀行に対する貸付に対する保険ということではあるが、この貸付はバイクレや海事で支援するプロジェクトに適用される、紐付きの資金調達になるため、その先の国策に資する案件において、より競争力のある金利が提示できるようになる。

- 同じく、国内企業への融資に対する保険という文脈では、船舶の調達時に本邦投資家を活用した JOLCO スキームに NEXI 保険をかけ、本邦造船会社の輸出支援を行うことなども考えられる。是非こうした国策や産業の競争力に資する案件においては、国内融資に対する保険を柔軟にご検討頂けると大変有り難い。
- 報告書を公表する際、誰に向けての報告書で誰が行う施策であるのか、あるいは実行の時期など読み取れるようにしてほしい。
- 文書主義を導入するにあたって、経産省と NEXI の間で責任を明確に線引きしなければいけない。
- 民間保険会社は NEXI を代替することは基本的にはできないので、ユーザーにより良い商品を提供できるよう、今後も協調・連携したい。
- 農業分野における団体保険の創設に関する検討に当たっては、この分野の輸出は基本的には短期であることが想定されるため、民間保険の活用も前提に、協調を図っていただければと考える。
- 貿易保険は重要な制度であり、変化に合わせた柔軟な対応が求められている。

【柳川座長全体総括】

- 委員の皆様の意見を受け、しっかり調整をする必要がある。報告書は座長一任でよろしいか。→座長一任了解

【飯田局長より閉会挨拶】

【藤井課長より事務連絡】

○お問合せ先

貿易経済協力局 通商金融課

TEL:03-3501-6979

FAX:03-3501-0926